

1年単位の变形労働時間制に関する協定届(記入例)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
輸送用機械器具製造業	株式会社 自動車工業	静岡県葵区追手町 (012-345-6789)		30人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
30人 (人)	対象期間 1年 特定期間 無し (平成23年4月1日)	(別紙)	39時間 58分	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	8時間 00分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	48時間00分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
				278日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	0週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	0週	特定期間中の最も長い連続労働日数	-日間	

旧協定の対象期間	平成22年4月1日から平成23年3月31日	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8時間 00分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48時間 00分	旧協定の対象期間中の総労働日数	277日

協定の成立年月日 平成 23 年 3 月 18 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 製造部主任
氏名 徳川花子
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法
(投票による選挙)
平成 23 年 3 月 23 日
使用者 職名 株式会社 自動車工業 代表取締役
氏名 駿府太郎 印
静岡 労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 4 「旧協定」とは、則第12条の4第3項に規定するものであること。

1年単位の变形労働時間制に関する協定(例)

第1条 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間の勤労期間については、本協定の定めるところにより、1年間を平均し1週間40時間以内とする。

第2条 対象期間中に特定期間は定めなし。

第3条 第1条の期間中における各日の所定労働時間は7時間又は8時間、始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

期間	始業・終業の時刻	休憩時間
平成23年4月1日～平成23年9月30日	始業 午前8時30分 終業 午後4時30分	正午から午後1時まで
平成23年10月1日～平成24年3月31日	始業 午前8時00分 終業 午後5時00分	

第4条 第1条の期間中における休日は、別紙「年間カレンダー」のとおりとする。

第5条 第3条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、賃金規程第 条に基づき時間外労働割増賃金を支払う。

第6条 本協定による变形労働時間制は次条のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

第7条 妊娠中又は産後1年以内の女性従業員が請求した場合及び18歳未満の年少者には、本協定による变形労働時間制は適用しない。

第8条 育児を行なう者、老人等の介護を行なう者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

第9条 变形期間の途中で採用された者、出向等で転入した者、退職する者等については、その者の実際に労働した期間を平均して1週間あたり40時間を超えた労働時間分について、労働基準法第32条の4の2の規定に基づく割増賃金を支払う。

第10条 本協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

平成23年3月18日

株式会社 自動車工業 代表取締役 駿府太郎 印

株式会社 自動車工業 従業員代表 徳川花子 印